

岩手大学学生寮規則

平成 16 年 4 月 1 日 制 定
令和 4 年 9 月 27 日 最終改正

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人岩手大学学則（以下「学則」という。）第 74 条第 2 項の規定に基づき、岩手大学学生寮（以下「学生寮」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 学生寮は、岩手大学（以下「本学」という。）の学生に対し、生活と勉学の間を提供し、その修学を容易にするとともに、自主性・社会性の育成と国際交流の促進に資することを目的とする。

(管理運営)

第 3 条 学生寮の管理運営のため、管理運営責任者（以下「責任者」という。）を置き、学生を担当する理事又は副学長をもって充てる。

2 学生寮の管理運営に関する事項の審議は、岩手大学学生支援委員会（以下「委員会」という。）が行う。

(入居定員)

第 4 条 学生寮の入居定員は、次のとおりとする。

宿舍の名称（対象）	入居定員
自啓寮（男子学生）	91 名
同袍寮（男子学生）	131 名
北謳寮（男子学生）	89 名
紅梅寮（女子学生）	154 名

(入居資格)

第 5 条 学生寮の入居資格は、次のとおりとする。

区分	入居資格
日本人学生	学部学生、大学院学生
外国人留学生	学部学生、大学院学生、研究生

2 前項の区分ごとの定員は、別に定める。

(入居期間)

第 6 条 入居の許可期間は、次のとおりとする。

区分	寮	入居期間
日本人学生	同袍寮	入居月から 1 年を経過した後の最初の 3 月までとするが、

	北謳寮 紅梅寮	その前に修業年限となる場合は、修業年限までとする。
	自啓寮	入居月から修業年限となる年の3月までとする。
外国人留学生	同袍寮 北謳寮 紅梅寮	1年以内とし、責任者が別に指定した期日までとする。
	自啓寮	2年以内とし、責任者が別に指定した期日までとする。
備考 10月入学者にあつては、「3月まで」を「9月まで」と読み替える。		

- 2 責任者が必要と認めるときは、前項の入居期間を修業年限を限度として延長することができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、責任者が特別の理由があると認めるときは、委員会の議を経て、修業年限を超えて入居期間の延長を許可することができる。

(入居願)

第7条 学生寮に入居を希望する者は、所定の入居願に必要書類を添えて、責任者に願い出なければならない。

(入居者の選考及び許可)

第8条 入居者の選考及び許可(延長の場合を含む。)は、日本人学生にあつては委員会が定めた基準に基づき、外国人留学生にあつては岩手大学国際交流委員会が定めた基準に基づき、責任者が行う。

(入居手続)

第9条 入居者は、別に定める入居手続をしなければならない。

(寄宿料)

第10条 寄宿料は、月額26,000円とする。

- 2 入居者は、前項に定める寄宿料を、毎月所定の期日までに納付するものとする。
- 3 次の各号のいずれかに該当するときは、未納の寄宿料を全額免除する。
 - 一 死亡又は行方不明のため学籍を除いたとき。
 - 二 入学料又は授業料の未納を理由として学籍を除いたとき。
- 4 入居者又は学資負担者が風水害等の災害を受け、納付が著しく困難であると認められる場合は、入居者の申請により、原則として、災害が発生した翌月から6月間の範囲内において免除することができるものとし、その運用は委員会の定めによるものとする。
- 5 寄宿料は、入寮又は退寮の日が月の中途である場合であっても、1月分を納付しなければならない。
- 6 既納の寄宿料は、納付を免除された場合を除き、返還しない。

(光熱水料等の経費負担)

第11条 入居者が使用した光熱水料等の経費は、入居者がこれを負担するものとする。

- 2 責任者が管理運営上必要と認める経費は、本学がこれを負担するものとする。
- 3 前2項の経費の負担区分は、別に定める。

4 入居者の負担する経費は、毎月所定の期日までに納付しなければならない。

(遵守事項)

第12条 入居者は、学生寮の居室、共用施設等の施設設備及び備品の保全並びに快適な環境の保持に努めるとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 環境に配慮した学生寮として、省資源・省エネルギー、廃棄物削減、再資源化など環境への負荷の軽減と汚染の防止等に積極的に取り組むこと。
- 二 居室を住居以外の目的に使用しないこと。
- 三 居室に入居者以外の者を宿泊させないこと。
- 四 施設設備又は備品を加工しないこと。
- 五 防火管理、保健衛生管理、災害防止等に関し、責任者及び消防署、保健所等関係者の指示に従い、又はこれに協力すること。
- 六 その他責任者が必要と認めたこと。

(損害賠償)

第13条 入居者が、故意又は重大な過失により、施設設備を滅失し、又は損傷したときは、直ちに責任者に届け出るとともに、遅滞なくこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(入居許可の取消)

第14条 責任者は、入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に係る入居の許可を取り消すことができる。

- 一 第5条に定める入居資格を失ったとき。
 - 二 第6条に定める入居許可期間を超えたとき。
 - 三 停学処分を受けたとき。
 - 四 寄宿料又は第11条に定める経費の納入を3月以上怠ったとき。
 - 五 休学又は留学を認められたとき。
 - 六 保健衛生上、学生寮における生活に適さないと認められたとき。
 - 七 入居願に虚偽の事実があったとき。
 - 八 この規則に違反し、学生寮の管理運営上著しく支障があると認められたとき。
 - 九 その他特別な事由により責任者が必要と認めたとき。
- 2 前項の規定により入居の許可を取り消された者は、速やかに学生寮を退居しなければならない。
- 3 第1項の規定により入居の許可を取り消された場合に入居者が被る損失については、本学はその責を負わない。

(退居手続)

第15条 退居を希望する者は、所定の期日までに退居届を責任者に提出し、その承認を得なければならない。

(退居時の点検)

第16条 退居する者は、居室その他居室に附属する設備等について、責任者が指定する者の点検を受けるものとする。

(雑則)

第17条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行日前に入居している者の入居期間は、第6条の規定に関わらず、修業年限までとする。ただし、施行日において修業年限を超えている者の入居期間は、平成17年3月までとする。

附則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成20年6月18日から施行し、平成20年6月5日から適用する。

附則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日までに第4条の学生寮に入居している者の寄宿料は、改正後の第10条第1項の規定にかかわらず入居許可期間中は月額4,700円とする。ただし、入居許可期間が平成23年4月1日から延長された者の寄宿料は、改正後の第10条第1項に定める額とする。
- 3 岩手大学学寮規則は、廃止する。

附則

この規則は、平成23年4月27日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附則

この規則は、平成23年10月14日から施行し、平成23年7月20日から適用する。

附則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

附則

この規則は、令和２年１０月１日から施行する。

附則

この規則は、令和４年１１月１日から施行する。